

議案第14号

大阪市地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会条例の一部を改正 する条例案

大阪市地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会条例（平成25年大阪市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第1条中「）第11条第3項」を「。以下「法」という。）第11条第2項第6号及び第4項」に改め、「の業務の実績に関する評価等」を削り、「いう。）の」を「いう。）の所掌事務等、」に改める。

第6条を第7条とし、第2条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（所掌事務等）

第2条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、法第28条第1項（同項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する部分を除く。）の規定により市長が評価を行う場合における市長への意見の申述をつかさどる。

2 委員会は、前項の意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月9日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会の所掌事務等を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会条例（抄）

(趣 旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第11条

第3項 の規定に基づき、本市が設立する地方独立行政法人大阪市民病院機構
第2項第6号及び第4項

の業務の実績に関する評価等に関する事務を処理させるため設置する大阪市地方独立行政法人
大阪市民病院機構評価委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務等、組織及び委員その他
委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務等)

第2条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、法第28条第1
項（同項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務
の実績に関する部分を除く。）の規定により市長が評価を行う場合における市長への意見の申
述をつかさどる。

2 委員会は、前項の意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。

第2条-第6条 省 略

第3条 第7条